

令和元年6月23日現在

機関番号：24403

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12794

研究課題名(和文)「出生前遺伝学的検査」と中期中絶をめぐる統治の理論構築：女性の身体保護の視点から

研究課題名(英文) Theoretical Construction of "Governmentality" on Prenatal Genetic Testing and Mid-term Abortion: The Perspective of Women's Body Protection

研究代表者

山本 由美子 (YAMAMOTO, Yumiko)

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・講師

研究者番号：20716435

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、生命科学技術とりわけ出生前遺伝子検査をめぐる諸問題を、医療・倫理・社会・ジェンダーの視点に基づいて考究したものである。また、この過程において、「統治性」概念を軸としながら理論構築したものである。

本研究によって示唆されることは次のとおりである。第一に、新バイオテクノロジーが生身の身体(女性・胎児)を凌駕しえない一方で、産科や遺伝学の医療経済と専門家養成は活性化し、さらには新技術の運用体制の普及が妊婦へのある種の「救済」として価値付けされつつあることである。第二に、新技術の利用によって、女性身体こそを照準とし、胎児を包摂しながら資本を生み出すような生政治がすでに展開されていることである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の社会的意義は、新バイオテクノロジーを利用した生政治とバイオ資本主義の関係を、出生前遺伝子検査を切り口に浮き彫りにしたことにある。その背景には、死産児の「医学的」・「社会的」・「倫理的」創生があることも看過できない。こうした生政治に取り込まれていく女性身体、胎児、女性の主体性のありようを分析するための理論的枠組みとして以下を明らかにした。すなわち、再生産(生殖/中絶)における生命科学と資本主義の共生産の関係、認知する主体としての妊婦と「倫理という統治性」の関係である。本研究の独創性と学術的意義は、妊婦身体と中絶胎児をめぐる生資本論 というあらたな資本論と統治研究を拓いたことである。

研究成果の概要(英文)：This research is a study of the issues related to life science and technology, especially prenatal genetic testing, from the viewpoint of medical, ethical, social and gender. In this process, the theory was constructed around the concept of "Governmentality". This study theoretically revealed in the following. First, the new biotechnology is not able to surpass the body (women and fetuses), while the medical economy and training of experts in obstetrics and genetics have been activated. In addition, the spread of the new technology operation system is trying to give a certain kind of "relief" or "salvation" to the pregnant woman. Second, the bio-politics, which invents the capital while subsumes the female body and the fetus by the use of a new technology is already developed.

研究分野：生命倫理・医療倫理・研究倫理・科学社会学・医療社会学・科学技術社会論・ジェンダー

キーワード：統治性・統治 生権力 出生前遺伝子検査 子産み 中期中絶・人工死産 胎児 21トリソミー 生資本

1. 研究開始当初の背景

出生前検査の問題は胎児の選別であるとしながらも、各国では女性の意思の尊重と人工妊娠中絶の合法要件に内包させる形で「解決」を図ってきた。例えば、日本では「母体の健康」、フランスでは「医学的適応」といった要件で、出生前検査にもとづく胎児の選別とその帰結となる選択的人工妊娠中絶を可能としている。「出生前遺伝学的検査」は新型の出生前検査ではあるが、確定的な診断のためには羊水検査が必要な点で、従前の出生前検査と枠組みは同様である。最終的に中絶が決定される頃は妊娠中期であり、胎児は人工分娩の方式で娩出され「死産」と扱われる。中絶であるから、場合によっては生命の徴候のある娩出児も、「死産」に包括せざるをえない。この問題は日本では不問であるが、国外では医療技術によって「解決」したとみなされている。

「出生前遺伝学的検査」の精度やカウンセリングについては重要視されてきたが、同検査における女性身体への侵襲、中絶胎児の処遇、身体への資源化との関係性を問う研究はまだなされていない。日仏における同検査の統治分析で「女性身体」という概念を導入することにより、選択的人工妊娠中絶や中絶胎児の考察のパラダイム転換ができる可能性がある。また、そのことは、近年の生命科学技術やゲノム学の進展において喫緊に必要である。

2. 研究の目的

本研究は、日仏における近年の「出生前遺伝学的検査」をめぐる諸問題を人工妊娠中絶の切り口から比較し明らかにするものである。本研究が取りあげるのは、同検査に続く羊水検査(確定検査)の帰結となる、妊娠の中期以降の中絶である。本研究では、同検査と中絶をめぐる体制が女性の自律と身体への安全を看過していることを、医学的・法的・倫理的に分析することを目的とする。また、中絶胎児の処遇と資源化の関係を整理する。これらを踏まえ、本研究は、同検査の統治の仕方に注目し、女性身体への介入がどのような論拠でどのように正当化されているかについて理論構築することをめざす。

3. 研究の方法

本研究は「出生前遺伝学的検査」に関わる統治の日仏比較研究である。国内外の文献研究に加え、パリの専門医療機関およびルネ・デカルト大学医学部での現地調査によって構成される。

4. 研究成果

本研究は、生命科学技術とりわけ「出生前遺伝学的検査」をめぐる諸問題を、倫理・医療・社会・ジェンダーの視点から考察し理論構築したものである。新技術(新バイオテクノロジー)の医療体制への批判的検討として以下を明らかにした。

すなわち、遺伝子を分析対象とするその新規性とは対照に、新技術適用の帰結となる中期中絶の原理(分娩)や、中絶胎児の現れ方(生きて産み出されうる)は依然として不問に付したままであることを明確にした。新技術が生身(なまみ)の身体を凌駕しえない一方で、産科や遺伝学の医療経済や専門家養成は活性化し、さらには新技術の運用体制の普及が、妊婦へのある種の「救済」として価値付けされつつあることも示唆された。

これらの背景には、死産児の「医学的」・「社会的」・「倫理的」な創生があり、新技術の利用が女性身体と胎児を包摂しつつ資本を生み出すような生政治がすでに展開されていることが示唆された。そこに取り込まれていく女性身体、中絶胎児、女性の主体性のありようを分析するための理論的な枠組みとして、再生産に関わる生命科学と資本主義のグローバルな共生産と統治性の関係を見いだすことができた。

本研究の意義は、新バイオテクノロジーを利用した生政治とバイオ資本主義の関係を、出生前遺伝子検査を切り口に浮き彫りにしたことにある。こうした生政治に取り込まれていく女性身体、胎児、女性の主体性のありようを分析するための理論的枠組みとして以下を明らかにした。すなわち、(1)再生産(生殖/中絶)における生命科学と資本主義の共生産の関係、(2)認知する主体としての妊婦と「倫理という統治性」の関係である。

本研究の独創性と学術的意義は、妊婦身体と中絶胎児をめぐる生資本論 というあらたな資本論と統治研究を拓いたことである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

山本 由美子, 2019, 「胎児組織利用と子産みをめぐる統治性および生資本」『科学技術社会論研究 身体・生命・人間の資本論』17: 104-117. 査読なし・執筆依頼あり.

(科学技術社会論学会編集委員会, 科学技術社会論学会『科学技術社会論研究 身体・生命・人間の資本論』. 玉川出版 2019 に収録. 全 208 頁のうち 114-117 頁を担当).

山本 由美子, 2016, 「フランスにおける子どもの条件と医療・倫理・社会 生命のない子ども (enfant sans vie) たち」『日仏社会学会年報』27: 85-106. 査読あり・執筆依頼あり.

❖受賞: 2017 年度日仏社会学会奨励賞 (論文の部)

山本 由美子, 2016, 「母体血を用いた出生前検査 (NIPT) と『臨床研究』システムが示すもの」『生存学研究センター報告』25: 61-77. 査読なし・執筆依頼あり.

❖http://www.ritsumeai-arsvi.org/uploads/center_reports/25/center_reports_25_05.pdf

〔学会発表〕(計6件)

山本 由美子, 2018, 「子産みの統治性、来たるべき解放」日仏社会学会研究会例会 (関西学院大学).

山本 由美子, 2017, 「フランスの科学研究におけるジェンダーの非対称性: Dr. Marthe Gautier の盗まれた功績と 21 トリソミーの発見」日仏社会学会大会 (一橋大学).

山本 由美子, 2015, 「1990-2010 年代における新旧の出生前母体血検査と産科医療体制」日本生命倫理学会年次大会: 公募ワークショップ 「生殖と医療をめぐる現代史研究と生命倫理」(千葉大学).

山本 由美子, 2015, 「フランスにおける『生命のない子ども (l'enfant sans vie)』たち 医療・社会・倫理」日仏社会学会シンポジウム: テーマセッション「いのち・病・障がいの社会学 現代フランスの福祉・医療制度と実践の事例から」(横浜国立大学).

〔学会以外の学術講演〕(計9件)

山本 由美子, 2017, 「人の出生の恣意性について 生命をめぐる倫理と科学技術の狭間で」21 世紀科学研究所セミナー 環境哲学・人間学研究所 (大阪府立大学).

山本 由美子, 2016, 「望んだ妊娠から消される子ども」大阪府立大学女性学研究センター シンポジウム「カウントされない生ノ命」(大阪府立大学).

山本 由美子, 2015, 「死産児になる フランスから読み解く『死にゆく胎児』と生命倫理」立命館大学出生をめぐる倫理研究会 4 単著合同評議会 (立命館大学).

YAMAMOTO Yumiko, 2015, "Prenatal Diagnosis and Artificial abortion in Japan : Issues in Clinical Research and the Maternal Protection Law", Choice and Consent in Prenatal Testing : Australia and Japan | "Translational Studies for Inclusive Society" Project is supported by the MEXT-Program for the Strategic Research Foundation at Private Universities. Ritsumeikan University.

山本 由美子, 2015, 「産む・生まれる・生きる 創生される死産児の検討から」立命館大学大学院先端総合学術研究科交流会講演 (立命館大学).

山本 由美子, 2015, 「フランスから読み解く『死にゆく胎児』と生命倫理」南山大学外国語学部フランス学科講演会 (南山大学).

〔産業財産権〕

出願状況 (計0件)

取得状況 (計0件)

〔その他〕

ホームページ : <https://researchmap.jp/y.yamamoto>
<https://researchmap.jp/y.yamamoto/?lang=english>

6. 研究組織

(1) 研究分担者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。